

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から5年3月まで
② 平成12年4月から13年3月まで

私は、平成2年ころ、仕事をしていたので収入が有り、妻の分と一緒に毎月、国民年金を支払っていたのに、記録が無いのはおかしい。また、12年4月からは失業したため収入が無く、妻の分と一緒に免除申請の手続をしたのに、私のみ申請免除となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について申立人は、町役場において夫婦二人分の申請免除の手続を行ったとしているところ、妻の分は免除期間となっており、手続を行った申立人の記録が免除期間となっていないのは不自然である。

また、申立期間の前後にも申請免除期間があり、いずれの期間を見ても、夫婦の申請日と免除期間に係る記録が同一であることから、申立期間については、夫婦一緒に申請免除の手続を行っていたと考えられる。

一方、申立期間①について申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、納付書により金融機関で納めていたとしているが、厚生年金保険から国民年金への切替え時の記憶が定かではない上、当該期間はその妻も未納となっており、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

山梨厚生年金 事案 141

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年6月は10万4,000円、15年5月から同年11月までの期間、16年11月から17年1月までの期間は11万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から18年8月31日まで

私の標準報酬月額が、申立期間について9万8,000円となっていることが分かった。実際の給料は、これより多かったので、支給されていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書（写し）により、申立人の申立期間の総支給額は18万円から25万円であったことは確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給料支払明細書39か月分について精査の結果、平成11年6月、15年5月から同年11月までの期間、16年11月及び17年1月の10か月については、給料支払明細書の保険料控除額が、社会保険庁の記録による標準報酬月額の保険料を上回っていることが確認できる。また、平成16年12月の給料支払明細書は無いが、同年11月及び17年1月の給料支払明細書の保険料控除額が同額であることから、当該月についても、同額の保険料を控除されていたと認めることができる。したがって、前出の基準により、申立人の標

準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成11年6月については10万4,000円、15年5月から同年11月までの期間、16年11月から17年1月までの期間については、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者標準報酬月額の決定に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人から提出された給料支払明細書39か月分のうち、前出の記録訂正が必要であると認められる10か月分を除く29か月分の標準報酬月額については、給料支払明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致しており、申立人の保険料は社会保険庁に届出された標準報酬月額に見合った額を事業主により給料から控除されていたと認められることから、訂正の必要はない。

また、申立期間のうち、給料支払明細書の無い期間(平成16年12月を除く。)については、事業主が資料を廃棄済みである上、保険料を事業主により給料から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主によって控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 53 年 2 月までの期間、57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 2 年 7 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から 53 年 2 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 平成 2 年 7 月から 5 年 3 月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、母親が私の分も一緒に納付していたはずである。申立期間②については、平成 13 年 10 月に社会保険事務所職員から、「国民年金に加入しなくてもよいが、支払っていた。」と説明を受けた。申立期間③については、夫と一緒に毎月、A 農協で納めていたのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について申立人は、その母親が国民年金の加入手続をした上、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を B 農業協同組合で納付していたとしているが、B 市において B 農業協同組合で国民年金保険料を納付できるようになったのは昭和 55 年 4 月 1 日からであることから申立人の説明には齟齬が見られる。

申立期間②について申立人は、平成 13 年 10 月に D 社会保険事務所に記録確認のため行った際に、同事務所職員から「国民年金に加入しなくてもよいが、支払っていた。」との説明を受けたと主張するが、当該期間中（4 か月を除く。）、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、また、昭和 61 年 4

月から第3号被保険者制度が発足していることから、上記の社会保険事務所職員の説明は、第3号被保険者期間についての説明だったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び納付方法等、全く記憶しておらず、申立人が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、納付書によりA農業協同組合で納めていたとしているが、厚生年金保険から国民年金への切替え時の記憶が定かではない上、当該期間はその夫も未納となっており、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 51 年 6 月まで

私は、父から国民年金未納者への最終救済措置があることを聞き、当時住んでいた地域の区役所窓口で国民年金の加入手続とともに、未納期間の分割納付書を作成してもらった。未納期間を全部納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間について分割納付書で保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したとする金額、時期などについての申立人の記憶は曖昧で、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の納付記録によると、過年度納付の始期である昭和 51 年 7 月から申立人が 60 歳になる前月までの月数と、特例納付済みの 36 年 4 月から 38 年 4 月までの期間の月数を合計すると、ちょうど申立人の年金受給資格に必要な納付月数である 300 か月となる。年金の受給権確保という特例納付制度の趣旨をかんがみると、申立人は、受給権を確保するために、51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の過年度納付及び 36 年 4 月から 38 年 4 月までの期間の特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立人が申立期間について特例納付をしたとする周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
私はレストラン修行のため、A社に昭和 49 年 4 月から半年間は勤めていたのに、厚生年金の加入期間が 3 か月となっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入期間は社会保険事務所のオンライン記録と一致している上、厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人が一緒に退社したとする同僚 7 人のうち 5 人の資格喪失日が申立人と同じ昭和 49 年 7 月 26 日、他の 2 人はそれぞれ同年 5 月 26 日、同年 6 月 16 日となっていることが確認できる。

また、元事業主、経理担当者及び同僚に照会したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、昭和 49 年 9 月 16 日から加入記録のある申立人と同じ職種の従業員に申立人の在職について確認したところ、申立人について全く記憶が無いとしていることから、申立人は同年 9 月には既に退社していたものと推測できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。